

平成28年度日進市防災会議 議事録

日 時	平成29年3月29日(水)午後1時30分～
場 所	市役所本庁舎4階第3会議室
出席委員	萩野幸三(市長)、青山雅道(副市長)、吉橋一典(教育長)、永野雅則(市議会議長)、宇野継男(愛知警察署長代理)、落合千尋(尾張県民事務所長代理)、阪本哲(尾張建設事務所長代理)、長谷川智(愛知県瀬戸保健所長代理)、宮田昭仁(陸上自衛隊第10師団第35普通科連隊重迫撃砲中隊長代理)、金山和広(東名古屋医師会日進支部長)、徳増克行(日進市区長会長)、水嶋義弘(日進市消防団長)、堀田幸道(中部電力株式会社天白営業所長代理)、二村章夫(東邦ガス株式会社日進営業所長)、近藤信之(尾三消防本部日進消防署長)、小島千明(愛知中部水道企業団局長代理)、近藤修(尾三衛生組合事務局長)、志水と典(日東衛生組合事務局長)、福安克彦(日進市商工会長)、山本悦司(日進建設業協会会長)、小島義徳(あいち尾東農業協同組合日進基幹支店長代理)、安廣貴(日進市防災推進委員代表)、大野忠夫(日進市自主防災組織連絡協議会会長)、堀之内秀紀(日進市社会福祉協議会会長)
欠席委員	宮田広光(尾張農林水産事務所長)、岸裕治(株式会社NTTフィールドテクノ名古屋東フィールドサービスセンタ長)、山崎豊和(名古屋鉄道株式会社日進駅長)、鈴木絹子(日進市民生委員・児童委員協議会連絡会長)、鈴木直美(日進市地区日赤奉仕団委員長)
事務局	須崎賢司(総務部長)、西尾茂(危機管理課長)、渡辺誉人(危機管理課防災危機管理係長)
説明の為に出席した者	なし
傍聴の可否	可
傍聴の有無	無
議 題	1. 日進市地域防災計画修正(案)について (1) 風水害・原子力等災害対策計画 (2) 地震災害対策計画 2. その他
配布資料	日進市地域防災計画の修正(案)要旨 新旧対照表(風水害・原子力等災害対策計画) 新旧対照表(地震災害対策計画) 日進市地域防災計画<風水害・原子力等災害対策計画>平成28年3月 日進市地域防災計画<地震災害対策計画>平成28年3月

発 言 者	内 容
事 務 局	<p>(開会 午後1時30分)</p> <p>本日は、お忙しい中、出席を賜りまして誠にありがとうございます。ただ今より、平成28年度日進市防災会議を開催いたします。本日の出席委員は過半数を超えており、日進市防災会議条例第5条第2項の規定による定数に達していますので、本会議は成立しています。</p> <p>それでは、会長であります日進市長よりあいさつをお願いいたします。</p>
会 長	(あいさつ)
事 務 局	<p>それでは会議を進めて参りたいと思います。なお、以降の進行は、副市長をお願いします。</p>
副 市 長	<p>進行役を務めさせていただきます。よろしくご協力お願いいたします。今回の日進市地域防災計画の見直しは、国の中央防災会議が行った防災基本計画の見直しや愛知県の地域防災計画が平成28年5月に見直しをされたことに伴う修正でございます。</p> <p>それでは議題1. 日進市地域防災計画修正(案)について事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>始めに地域防災計画の修正根拠でございますが、災害対策基本法第42条におきまして、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないと規定されております。また、計画の作成、修正は市町村防災会議の所掌事務とされておりますので、本日、御審議いただくものでございます。</p> <p>地域防災計画の修正につきまして、本日、御承認いただけましたら、後日、愛知県に報告を行う流れとなります。なお、この修正の内容は、事前に愛知県、尾張県民事務所において確認をいただいております。</p> <p>また、2月28日(火)から3月27日(月)までパブリックコメント手続きを実施いたしましたところ、意見の提出はございませんでした。</p> <p>続きまして修正内容の説明をさせていただきますが、主には国の防災基本計画や愛知県の地域防災計画が修正されたことに伴う修正となっております。</p> <p>説明につきましては、日進市地域防災計画の修正(案)要旨を中心にさせていただきます。日進市地域防災計画の修正(案)要旨をご覧ください。</p> <p>まず、計画修正の根拠につきましては、先ほどご説明させていただきましたとおりでございます。</p> <p>次に、風水害・原子力等災害対策計画の内容に関する修正が1ページ・2ページにございます。</p> <p>主な修正事項といたしましては、10項目となります。</p>

災害からの迅速な復旧・復興に伴う修正
愛知県地域強靱化計画の策定に伴う修正
土砂災害への対策の強化に伴う修正
避難行動の促進対策の修正
業務継続計画の策定に係る重要な要素の明確化に伴う修正
実働組織間の調整に係る記載の修正
水防法の改正に伴う修正
下水道法の改正に伴う修正
避難準備情報等の名称変更
各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱の修正
でございます。

それでは、3ページ以降主な修正内容を説明させていただきます。

3ページから8ページにかけての、「1 災害からの迅速な復旧・復興に伴う修正」です。

まず、編の名称を「災害復旧計画」から「災害復旧・復興計画」に変更してございます。これは単なる機能回復としての復旧だけでなく、被災前と比較して『質の向上』を目指すといった観点からの修正となっています。

内容といたしましては、「罹災証明書の交付等」、「被災者への経済的支援等」、「住宅等対策」について新たに節を設け、支援等の整理・充実を図ったものとなっています。

また、「商工業の再建支援」、「農林水産業の再建支援」について新たに節を設け、被災した中小企業や農林水産業者の早期の事業再開、再建を支援するための相談窓口を設置するなどの措置を講じるといった修正を行っております。

続きまして、8ページの「2 愛知県地域強靱化計画の策定に伴う修正」でございます。

こちらは、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法、通称、国土強靱化基本法に基づきまして、平成27年8月に策定されました愛知県地域強靱化計画が平成28年3月に拡充されたことに伴う、愛知県地域強靱化計画との関係について整理したものでございます。

続きまして、9ページの「3 土砂災害への対策の強化に伴う修正」でございます。

こちらは、平成26年8月に発生した広島での土砂災害をはじめとした最近の土砂災害の教訓を踏まえ、第2編に土砂災害等予防対策の章を設けたものになります。

主な措置としまして、土地利用の適正誘導、土砂災害の防止、要配慮者利用施設に係る土砂災害対策、宅地造成の規制誘導、被災宅地危険度判定の体制整備となりますが、昨今の集中豪雨等では、土石流・土砂流出、急傾斜地の崩壊、地すべり等を伴う災害を誘発し、人命や財産が失われている事案が増加していることから、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業や地すべり対策事業等を推進するといった内容となっています。

続きまして、10ページから12ページにかけましての「4 避難行動の促進対策の修正」でございます。

こちらは、先ほどの「3 土砂災害への対策の強化に伴う修正」に関連する修正となりまして、土砂災害警戒情報や土砂災害警戒情報を補足する情報としてのメッシュ情報などを活用した避難勧告の発令範囲の設定や、避難準備・高齢者等避難開始の発令による自主的な避難を促すといった対策を追加するなどしています。

続きまして、12ページ、13ページの「5 業務継続計画の策定に係る重要な要素の明確化に伴う修正」でございます。

こちらは、業務継続計画の英語での表記である **Business Continuity Plan** の頭文字を取ってBCPとも言われていますが、これを作成するにあたって重要な要素を明確化したものでございます。

業務継続計画は、大規模災害が発生した際、自治体は災害対応の主体として役割を担うこととなりますが、その自治体自身も被災者であることから、人、物、情報等の資源に制約を受けることになります。そのような状況下においても一定の業務を的確に行えるよう、事前に計画を立て準備しておくものとなります。

ここでいう重要な要素には6つありまして、1つ目、市町村長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、2つ目、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、3つ目、電気・水・食料等の確保、4つ目、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、5つ目、重要な行政データのバックアップ、6つ目、非常時優先業務の整理となります。

これらについて、必要な修正を行ったものでございます。

続きまして、13ページの「6 実働組織間の調整に係る記載の修正」でございます。

こちらにつきましては、警察、消防、自衛隊が災害現場で活動する際、必要に応じて、合同調整所を設け、活動エリア・内容・情報通信手段等について情報共有や相互協力を行うといった内容の修正を行っています。

続きまして、13ページから17ページにかけましての「7 水防法の改正に伴う修正」でございます。

こちらにつきましては、水防法が一部改正され、洪水、雨水出水等に
係る最大規模を想定した浸水想定区域の指定が規定されたことなどに伴
い、第2編災害予防計画における「浸水想定区域における対策」に係る
節を新設するなど、必要な修正を行っています。具体的に期待される効
果としましては、想定し得る最大規模の洪水、浸水への対策の実施、建
設段階からの、出入口の嵩上げや止水板の設置といった浸水対策の実施、
地下街ですとか地下街等へ接続するビル等の所有者・管理者が連携した
避難確保・浸水防止計画の作成といったものが挙げられます。

続きまして、17ページの「8 下水道法の改正に伴う修正」でござ
います。

こちらは、主に内水氾濫、集中豪雨のような激しい雨が降ると、側溝
や下水道の排水能力が追いつかなかつたり、河川の水位が上昇して排水
できなかつたりすることで、地域で降った雨が川にたどり着く前に地域
であふれる状態のことをいいますが、この内水氾濫への対策となります。
昨今、都市部では、駅前を中心に地下空間の利用が進み、内水対策のため
に下水道の雨水貯留管等を整備するスペースがないことなどから、民間
施設の地下空間等も活用した内水対策を進めるといった下水道法の一部
改正に伴う修正となっています。

続きまして、同じく17ページの「9 避難準備情報等の名称変更」
でございます。

こちらは、昨年8月に岩手県で発生した台風10号がもたらした水害
を教訓とし、避難に関する情報提供の改善方策等が国の検討会において
検討された結果として、高齢者など避難に支援が必要な方が避難を開始
するタイミングを明確にするといった理由から、「避難準備情報」を「避
難準備・高齢者等避難開始」に、「避難指示」を「避難指示（緊急）」に
変更したことに伴う修正となっています。参考ではございますが、避難
の緊急度は低い順に、「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」、「避
難指示（緊急）」となっており、「避難勧告」につきましては名称が変更
されておられません。

続きまして、17ページから19ページにかけましての「10 各機関
の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱の修正」でございます。

こちらは、愛知県地域防災計画の修正におきまして、指定地方行政機
関や指定公共機関の追加、名称変更、業務内容の見直しを行ったことに
伴いまして、本市におきましても見直しを行ったものでございます。

本市におきまして機関の追加、名称変更、業務内容の見直しを行った
内容といたしまして、県、指定地方行政機関においては14機関、指定
公共機関においては14機関、指定地方公共機関においては3機関とな

っています。修正要旨におきましては、記載順の変更のみを行った機関もお名前を掲載しておりますので、機関数は今申し上げた数より多く掲載されています。

以上が、風水害・原子力等災害対策計画の主な修正事項でございます。

次に、地震災害対策計画の内容に関する修正が20ページ・21ページにございます。

主な修正事項といたしましては、7項目となります。

南海トラフ地震発生時における広域受援体制の確保に係る修正

災害からの迅速な復旧・復興に伴う修正

愛知県地域強靱化計画の策定に伴う修正

業務継続計画の策定に係る重要な要素の明確化に伴う修正

実働組織間の調整に係る記載の修正

避難準備情報等の名称変更

各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱の修正

でございます。

主な修正事項の多くは、風水害・原子力等災害対策計画とも似通っておりますので、地震災害対策計画のみでの主な修正事項を中心に説明させていただきます。

22ページの「1 南海トラフ地震発生時における広域受援体制の確保に係る修正」でございます。

こちらは、南海トラフ地震発生時に、国からの支援を迅速かつ円滑に受け入れる体制を確保するために策定された「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」を踏まえ、災害応急対策の編に「南海トラフ地震の発生時における広域受援」に係る節を新設するなどの修正を行っております。

特に、発災当初は、被災した自治体においては正確な情報把握に時間を要したり、民間供給能力が低下するといったことなどから、被災した自治体のみでは、必要な物資量を迅速に調達することが困難とされています。このため、国が被災自治体からの具体的な要請を待たないで、避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送するプッシュ型支援を昨年の中東地震においても展開していることもあり、これらへの対応も考慮した修正となります。

続きまして、23ページから28ページにかけての、「2 災害からの迅速な復旧・復興に伴う修正」です。

こちらは、風水害・原子力等災害対策計画と同様、編の名称を「災害復旧対策計画」から「災害復旧・復興計画」に変更してございます。内容につきましても風水害・原子力等災害対策計画と同様の趣旨となって

	<p>おります。</p> <p>続きまして、28ページの「3 愛知県地域強靱化計画の策定に伴う修正」でございます。</p> <p>こちらも、風水害・原子力等災害対策計画と同様、通称、国土強靱化基本法に基づきまして、策定・拡充された愛知県地域強靱化計画との関係について整理したものでございます。</p> <p>続きまして、29ページの「4 業務継続計画の策定に係る重要な要素の明確化に伴う修正」でございます。</p> <p>こちらも、風水害・原子力等災害対策計画と同様、業務継続計画、通称BCPを作成するにあたっての重要な要素を明確化したものでございます。</p> <p>続きまして、30ページの「5 実働組織間の調整に係る記載の修正」でございます。</p> <p>こちらも、風水害・原子力等災害対策計画と同様、警察、消防、自衛隊が災害現場で活動する際の合同調整所の設置や、活動エリア・内容・情報通信手段等について情報共有や相互協力を行うといった内容の修正となっています。</p> <p>続きまして、同じく30ページの「6 避難準備情報等の名称変更」でございます。</p> <p>こちらも、風水害・原子力等災害対策計画と同様でして、「避難準備情報」を「避難準備・高齢者等避難開始」に、「避難指示」を「避難指示（緊急）」に変更したことに伴う修正となっています。</p> <p>続きまして、30ページから32ページにかけましての「7 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱の修正」でございます。</p> <p>こちらも、愛知県地域防災計画の修正におきまして、指定地方行政機関や指定公共機関の追加、名称変更、業務内容の見直しを行ったことに伴いまして、本市におきましても見直しを行ったものでございます。</p> <p>本市におきまして機関の追加、名称変更、業務内容の見直しを行った内容といたしましては、市、指定地方行政機関においては17機関、指定公共機関においては12機関、指定地方公共機関においては5機関でございます。修正要旨におきましては、記載順の変更のみを行った機関もお名前を掲載しておりますので、機関数は今申し上げた数より多く掲載されています。</p> <p>日進市地域防災計画の修正（案）の説明につきましては以上でございます。</p>
副市長	<p>ただ今、説明のありました議題1につきまして、ご意見や記載内容について分からないこと、ご質問等ございましたらお願いします。</p>

	(意見・質問なし)
副市長	それでは、議題1. 日進市地域防災計画修正(案)についてはご了承いただけるということによろしいでしょうか。
	(「異議なし」の声)
副市長	議題1. 日進市地域防災計画修正(案)については原案のとおり承認されました。続きまして、議題2. その他について事務局よりお願いします。
事務局	<p>それでは、来年度に向けての動きといたしまして2点、発表させていただきます。</p> <p>1点目ですが、業務継続計画、BCPの策定でございます。</p> <p>議題「1. 日進市地域防災計画修正(案)について」で説明させていただきました「業務継続計画の策定に係る重要な要素の明確化に伴う修正」に関連する部分ともなりますが、平成29年度におきまして本市でも業務継続計画を策定する予定でございます。</p> <p>大規模災害発生時には、災害対応の主体として役割を担うこととなりますが、本市自体も被災者となることから、人、物、情報等の資源に制約を受けることが考えられます。そのような状況下においても一定の業務を的確に行えるよう、先程申し上げました重要な6つの要素を踏まえて、事前に計画を立て準備していくということになります。</p> <p>県内54市町村の内、今年度末までに36団体が策定予定となっており、本市も来年度末の策定を目指し、愛知県の南海トラフ地震等対策事業費補助金、事業費の1/3補助となりますが、こちらを充てて来年度中の策定を予定しております。</p> <p>2点目ですが、防災訓練の発展を考えております。</p> <p>防災訓練におきましては、平成24年度より市内各小学校区を巡回する形で実施して参りました。総合防災訓練も本年度、西小学校、竹の山小学校と2つの小学校での開催により、市内全小学校区で一通り、各機関の皆様方のご協力を得て開催することができました。この間、各地域の自主防災組織の皆様方におかれましても、自主的、継続的な防災訓練を地域で開催いただくなど、避難までの流れにつきましては、ある程度の形ができ始めているのかなと思われまます。そこで、来年度からは、従来の避難までの訓練を一步進めた形での訓練を行うことができないかと検討を始めております。具体的な日時、場所、方法などにつきましては決まっておりますが、熊本地震の状況などを見聞きすると、避難所の開設・運営に関することが課題に挙がってくるのかなとも考えております。内容等を検討していく中で、各機関の皆様方にご協力をお願いする部分も多々出て参るかと思存しますので、その際には、またご協力を賜</p>

	<p>りたく存じますので、どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>事務局、危機管理課からは以上でございます。</p>
副市長	<p>ただ今の2点、業務継続計画と防災訓練について、ご意見やご質問がございましたらお願いします。</p>
	<p>(意見・質問なし)</p>
副市長	<p>ご協力を願うということになるかと思いますので、またその際にはよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、その他にご意見ご報告したいことがございましたら。</p>
	<p>(意見・質問なし)</p>
副市長	<p>本日の議題は全て終了いたしましたので、事務局にお返しします。</p>
事務局	<p>本日ご承認いただきました日進市地域防災計画につきましては、愛知県へ報告させていただき、修正という流れになっております。</p> <p>大変お忙しいところ出席を賜り、ご審議をいただき、ありがとうございます。以上をもちまして平成28年度日進市防災会議を終了いたします。ありがとうございました。</p>
	<p>(閉会 午後2時00分)</p>